

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 森 田 好 一

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百七号
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>先まで</p> <p>松山字仲田町八四七番一 地</p>	<p>東松山市大字松山字藤曲九 三五番八地先から同市大字</p>	<p>区 間</p>
<p>二二二・六九〇 三四・四五</p>	<p>二二二・六九〇 三〇・七六</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二九六・五四メートル</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
<p>東松山市藤曲地区区画 整理事業による拡幅</p>		<p>備 考</p>